

環水大水発第 2003233 号
令和 2 年 3 月 23 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 21 号。以下「車両法改正政令」という。）が、令和 2 年 1 月 31 日に公布された。また、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 293 号。以下「卸売市場法改正政令」という。）が、平成 30 年 10 月 17 日に公布された。これらの改正政令は、車両法改正政令については本年 4 月 1 日から施行され、卸売市場法改正政令については本年 6 月 21 日から全面施行されることとなっている。

これらの改正政令の施行により、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「水濁法施行令」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和 48 年政令第 327 号。以下「瀬戸法施行令」という。）の一部が改められることとなるので、下記の事項に留意の上、改正後の水濁法施行令及び瀬戸法施行令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管内市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の内容

(1) 車両法改正政令関係

令和元年 5 月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）第 2 条により、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する「自動車分解整備事業」に、新たな装置（自動運行装置）及び各種装置

の取り外しを伴わない整備・改造事業が追加され、「自動車特定整備事業」として再定義された。

これに伴い、水濁法施行令別表第1第70号の2及び別表第4第10号並びに瀬戸法施行令別表第2第10号に規定する「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改めることとした。

(2) 卸売市場法改正政令関係

平成30年6月に公布された卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）により、従来の国及び都道府県による卸売市場の許認可制に代えて、一定の要件を満たす卸売市場について、国又は都道府県が中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するとともに、本認定を受けるかは開設者の任意であることとされた。

これに伴い、水濁法施行令及び瀬戸法施行令を以下のように改めることとした。なお、いずれも改正前後で規制の対象範囲に変更はない。

① 改正後の水濁法施行令別表第1第69号の2において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項の特定施設の対象として下記を規定。

- ・卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000m²未満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

② 改正後の水濁法施行令別表第4第9号において水濁法第22条第2項の報告の対象として、また、改正後の瀬戸法施行令別表第2第9号において瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸法」という。）第12条の6の報告の対象として、それぞれ下記を規定。

- ・卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が200m²（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330m²）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場

2 猶予期間

車両法改正政令の施行により一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の、当該施設を設置している工場又は事業場（以下「工場等」という。）から排出される水について、水濁法第12条第1項の規定は、同条第2項の規定に基づき、同法第13条第1項の規定は、同条第2項の規定に基づき、それぞれ車両法改正政令の施行の日（令和2年4月1日）から6か月間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場等が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例で水濁法第12条第1項又は第13条第1項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

また、車両法改正政令の施行により一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場等から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、水濁法第13条の2第1項の規定は、同条第2項の規定に基づき、車両法改正政令の施行の日（令和2年4月1日）から6か月間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について水濁法第13条の2第1項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

加えて、車両法改正政令の施行により一の施設が有害物質使用特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設については、水濁法第13条の3第1項の規定は、同条第2項の規定に基づき、車両法改正政令の施行の日（令和2年4月1日）から6か月間は適用しない。ただし、当該施設が有害物質使用特定施設となった際その者に適用されている地方公共団体の条例で水濁法第13条の3第1項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

なお、卸売市場法改正政令の施行による水濁法施行令及び瀬戸法施行令の改正については、いずれも改正前後で規制の対象範囲に変更がないため、猶予期間に係る各規定は適用されない。

3 その他の留意事項

（1）特定施設及び有害物質使用特定施設に係る届出について

車両法改正政令の施行に伴い、新たに特定施設となった施設（設置の工事をしている者を含む。）については、水濁法第6条第1項及び瀬戸法第7条第2項に基づく届出が必要となる。

（2）条例との関係

特定施設の名称変更に伴い、水濁法第3条第3項に基づく都道府県条例の改正が必要な場合が生ずるので、関係都道府県においては適切な措置を講じられるようお願いする。